

特定非営利活動法人信州メディカルネット協議会運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人信州メディカルネット協議会（以下「協議会」という。）定款第40条第1項の規定に基づき、協議会の運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、協議会の日常的運営に関し必要な次の事項を審議する。

- 1) 理事会に付議すべき事項
- 2) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、会長が委嘱する。

- 1) 協議会の理事 若干名
 - 2) 協議会の団体正会員が推薦した当該団体正会員に所属する（以下「団体正会員が推薦した」という。）医療連携を担当する医師または歯科医師
 - 3) 団体正会員が推薦した医療連携を担当する看護師または事務担当者等
 - 4) 団体正会員が推薦した病院情報システムの担当者
 - 5) その他委員会が必要と認めた者
- 2 前項第1号に規定する委員は、協議会理事会の互選とする。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会の互選とする。
- 3 副委員長は、委員会の互選とする。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(開催)

第6条 委員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 1) 会長が必要と認めたとき。
- 2) 理事会で必要と決議したとき。
- 3) 事務局長が必要と認めたとき。
- 4) 委員長が必要と認めたとき。
- 5) 委員会総数の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第7条 委員会は、委員長または事務局長が招集する。また、招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的記録（以下「電子メール等」という。）をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議事)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第9条 委員が委員会に出席できない場合は、その代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、資料の提出を求めることができる。

(議長)

第11条 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。委員長が欠席したときは、副委員長が代行する。

(表決権等)

第12条 やむを得ない理由により委員会に出席できない委員は、予め通知された事項について、書面または電子メール等をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決した委員は、第8条第1項及び第13条第1項第2号の適用については、委員会に出席したものとみなす。

(議事録)

第13条 委員会を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1) 日時及び場所

2) 委員総数、出席者数及び出席者氏名(書面または電子メール等の表決者にあつては、その旨を付記すること。)

3) 審議事項

4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印をしなければならない。

(庶務)

策14条 委員会の事務は、協議会事務局において処理する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成24年7月2日から施行し、平成24年6月12日から適用する。